

事業計画の総括

野 洲 市

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
野 洲 市

平成27年度～
令和元年度の総括
(令和元年度は見込み)

豊かな自然とこころを、すべての子の育ちのために

基本目標

施策の方向性

1 子育てにやさしい環境づくり

- 社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備
- 仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消
- 地域全体で支える子育て支援の充実

- (1)多様な保育サービスの充実
- (2)地域での子育て支援体制の充実
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4)経済的負担の軽減
- (5)関連事業との連携（母子保健 など）

2 子どもの生きる力を育む環境づくり

- 幼・保・小・中での密な連携のもとでの教育活動による基礎学力の定着や、人とのふれあいを通じて感性豊かな心を育む
- 子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できる仕組みの検討

- (1)家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (2)地域における学習の推進
- (3)思春期保健の充実
- (4)豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全
- (5)子どもの安全の確保
- (6)関連計画との連携（教育振興・食育 など）

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- 児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童などの把握と切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取り組み

- (1)ひとり親家庭への支援
- (2)いじめ、不登校、非行への対応の充実
- (3)子どもの権利の尊重
- (4)関連計画との連携（障がい福祉 など）

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ																																											
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断																																												
1 子育てにやさしい環境づくり	(1)	多様な保育サービスの充実	1	教育・保育事業における幼稚園、保育所（園）で実施する保育	こども課	①利用調整による確保 2号認定者については幼稚園+預かり保育の活用により保育ニーズの充足を図る。 ②定員増による確保 「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」による施設改修整備や、定員見直しなどによる定員増により、保育ニーズの需要超過の解消を図る。	①利用調整による確保 2号認定者については幼稚園預かり保育の活用により保育ニーズの充足を図る。 ②定員増による確保 野洲市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）に基づき、さくらばさまこども園や三上こども園の整備により、計画最終年度においては幼稚園定員1,250人・保育園定員1,070人となるよう調整した。【こども課】	幼稚園預かり保育の時間帯を延長することで、2号認定者の選択肢を広げていけると考えられるが、保育に当たる人材確保が課題である。 幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。【こども課】	野洲市三方よし人材バンクを活用し人材確保を図る。 幼児教育・保育の無償化による見込量の推計を行い、確保策を講じる。【こども課】	継続	P25																																											
												2	子育て短期支援事業	家庭児童相談室	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を継続する。（守山市内法人へ委託）	確保量一カ所40人日変更なく実施し、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を継続した。（守山市内法人へ委託）	実際に利用が少ないという課題があるが、一時的に家庭での養育が困難になった場合や支援される方がいないときに利用できる事業であるため、事業を継続し、必要時に利用できるよう事業の周知に努める。	利用しやすいように委託事業所（児童養護施設）と協議を行うとともに事業の周知に努める。	委託事業所にて事業拡大および施設改修予定。	P26 P31																																		
																					3	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。また事業における現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検討する。	野洲市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）に基づく確保量は達成している。 本事業は（社）野洲市社会福祉協議会に委託しており、実績としては年度平均概ね2,000人日となっている。	現行体制を維持しつつ、必要とされる方への情報が効果的に伝わる方策を検討。 幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。	市広報やホームページのほか、委託先における周知活動を行う。 幼児教育・保育の無償化による見込量の推計を行い、確保策を講じる。	継続	P26 P31																									
																														4	一時預かり事業	こども課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所以で一時的に預かり、必要な保護を継続的に実施する。加えて、幼稚園では、質の維持向上に努め、利用しやすい環境整備を推進し、保育所、子育て支援センターでは、ニーズの推移に即応できるよう、きめ細やかな現状把握を行う。	計画最終年度では市内幼稚園8か所91,200人日、幼稚園以外3か所1,500人日、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）1か所240人日を確保した。 実績としては、市内幼稚園ではほぼ毎年度で30,000人を超えており、幼稚園以外3か所では年度平均約1,450人、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）1か所では平成27年度の1,735件以外は毎年度2,000件を越えている。	現行体制を維持しつつ、質の向上に努め、利用しやすい環境整備を推進する。 幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。	野洲市三方よし人材バンクを活用し、一時預かりに関わる人材確保を図る。 幼児教育・保育の無償化による見込量の推計を行い、確保策を講じる。	継続	P27 P32																
																																							5	延長保育事業	こども課	保護者の就業形態の多様化等に対応するため、確保量は計画当初の890人から計画最終年度の1,070人へと増加を図った。 実績としては、計画最終年度では公立園5園で利用延べ人数約3,450人、民間園5園で約10,190人となっている。	今後も保護者の就業形態の多様化、長時間勤務に伴う延長保育需要に対応する必要がある。	現行体制の維持を基本として継続実施する。	継続	P27 P34								
																																															6	病児・病後児保育事業	こども課	平成29年6月より病児・病後児保育事業を1カ所で実施し、年間1,500人日の確保量を図った。当該事業の実績は病児延べ約2,340人日、病後児延べ約180人日となっている。 体調不良児対応型は平成30年度において4カ所450人日の確保量を図ることができた。 実績としては、平成30年度では5カ所（ゆきはたこども園、さくらばさまこども園、篠原こども園、野洲第三保育園、しみんふくし保育の家竹が丘）で、利用延べ人数1,153人日となっている。	体調不良児対応型における人材確保（看護師の配置）が課題となっている。	野洲市三方よし人材バンクを活用し、人材確保を図る。	継続	P27 P35
	8	利用者支援事業	子育て支援センター・健康推進課	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	子育てコンシェルジュの各学区サロンや支援センターへの訪問を通じて利用者の相談事業や情報発信を行った。又、民生児童委員との情報交換を行った。その他の関係機関と連絡調整を行った。【子育て支援センター】 利用者支援事業（母子保健型）をH27年10月より妊産婦包括支援事業として開始し、母子健康手帳交付時に保健師・助産師が個別面談し、妊娠や出産・子育てに関する相談・助言等を行うとともに、地域の子育て支援事業や保育施設など必要な情報提供を行った。また、育児不安等の支援が必要な妊産婦について医療機関、こども課、子育て支援センターなどの関係機関と連携し、支援を行った。【健康推進課】	家庭に閉じこもりがちなお子にもアピールできるような情報発信のあり方を検討していく。【子育て支援センター】 育児不安など早期に支援が必要な妊産婦がいるため、母子健康手帳交付時から保護者のニーズに対応した情報提供や関係機関と連携した支援を継続できるよう、さらなる相談機能の強化を図る必要がある。【健康推進課】	他機関と協力をして情報発信をしたり、他の情報発信の方法を検討したりする。【子育て支援センター】 妊産婦が早期に相談・支援につながるよう、母子健康手帳交付時には保健師・助産師が支援者として個別面談し、妊婦の体調や生活などについての聞き取る事や相談窓口について広報・ホームページ等にて広く周知する。また必要時、医療機関やこども課、子育て支援センター等関係機関と連携し、支援体制を充実する。【健康推進課】	継続	P26 P28																																													
	(2)	地域での子育て支援体制の充実	8	利用者支援事業	子育て支援センター・健康推進課	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	子育てコンシェルジュの各学区サロンや支援センターへの訪問を通じて利用者の相談事業や情報発信を行った。又、民生児童委員との情報交換を行った。その他の関係機関と連絡調整を行った。【子育て支援センター】 利用者支援事業（母子保健型）をH27年10月より妊産婦包括支援事業として開始し、母子健康手帳交付時に保健師・助産師が個別面談し、妊娠や出産・子育てに関する相談・助言等を行うとともに、地域の子育て支援事業や保育施設など必要な情報提供を行った。また、育児不安等の支援が必要な妊産婦について医療機関、こども課、子育て支援センターなどの関係機関と連携し、支援を行った。【健康推進課】	家庭に閉じこもりがちなお子にもアピールできるような情報発信のあり方を検討していく。【子育て支援センター】 育児不安など早期に支援が必要な妊産婦がいるため、母子健康手帳交付時から保護者のニーズに対応した情報提供や関係機関と連携した支援を継続できるよう、さらなる相談機能の強化を図る必要がある。【健康推進課】	他機関と協力をして情報発信をしたり、他の情報発信の方法を検討したりする。【子育て支援センター】 妊産婦が早期に相談・支援につながるよう、母子健康手帳交付時には保健師・助産師が支援者として個別面談し、妊婦の体調や生活などについての聞き取る事や相談窓口について広報・ホームページ等にて広く周知する。また必要時、医療機関やこども課、子育て支援センター等関係機関と連携し、支援体制を充実する。【健康推進課】	継続	P26 P28																																											

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ		
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断			
			9	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を継続的に実施する。	確保量は例年利用者の入れ代わりがありつつも同程度達成できている。さらに利用しやすいように講座や行事の工夫や呼びかけを行う。	安心できる(人的・物的)環境づくりに努める。夏期の広場開放のあり方を検討する。	夏期の広場開放に当たっては、利用者のニーズを把握し、他の資源がないか又は、他機関と連携できるものがないかを探る。	継続	P26 P28		
			10	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課・家庭児童相談室	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、乳幼児のいる全家庭訪問をめざし、事業の推進を図る。また1歳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行う。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事を目標に訪問対象者の9割前後は訪問実施し、不安や悩みを聞き、情報提供や関係機関につなげるなど相談支援を実施できた。また、訪問の希望がないなど訪問しなかった家庭の状況も電話連絡等にて全数の状況を把握できた。【健康推進課】 民生委員児童委員協議会に事業委託し、満1歳を迎える家庭の全戸訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、地域の子育て情報提供を実施した。【家庭児童相談室】	訪問を希望しないケースについては電話等で状況を把握しているが、育児に不安をもつ産婦が増えていることから早期に訪問するなど状況把握するよう努める必要がある。【健康推進課】 1歳児訪問事業の該当者において、その事業自体の理解が得られていない場合がある。【家庭児童相談室】	乳児がいる家庭へ、出産後早期に100%訪問あるいは状況把握を目指すため、関係機関と連携強化する。【健康推進課】 民生委員・児童委員の訪問がスムーズに行なえるよう事業の周知が必要である。【家庭児童相談室】	継続	P26 P30		
			11	養育支援訪問事業	家庭児童相談室	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施する。	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等の実施及び家事・育児援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施した。	養育支援が特に必要な家庭に対する養育支援訪問事業は、家庭と関係性を築きながら、継続した支援が必要である。	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等の実施及び家事・育児援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施していく必要がある。	継続	P26 P30		
			12	子育て短期支援事業	子育て家庭支援課	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	P26 P31	
			13	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	P26 P31	
			14	一時預かり事業	こども課	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	P27 P32	
			15	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	P27 P34	
			16	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	P27 P35	
			17	放課後児童クラブ	こども課	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。また、本事業を継続的に実施する。	中主第二こどもの家、北野第一こどもの家、野洲第七こどもの家を開所し、確保量は計画当初の20か所800人から計画最終年度の23か所1,030人へと増加を図った。保育ニーズに応えるべく、平成30年度からは土曜保育をスタートした。	季節保育を含めると定員超過の施設があることから、待機児童が発生しないようにする必要がある。	施設の増築、小学校の余裕教室の活用を検討する。	継続	P27 P38		
			(3)	ワーク・ライフ・バランスの推進	18	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	P27 P34
					19	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	P27 P35
			(4)	経済的負担の軽減	20	実費徴収に係る補正給付を行う事業（新規）	こども課	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業の検討をする。	野洲市実費徴収に係る補正給付事業補助金交付要綱を制定し、対象者（約30人）に補助金を交付した。	幼児教育・保育無償化に伴い、実費徴収の対象となる費用や対象児童の見直しをすすめる必要がある。	幼児教育・保育の無償化による影響を把握し、対象となる費用や児童を見直す。	継続	P27 P40
					21	妊婦健康診査	健康推進課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を継続的に実施し、受診率の向上を図る。	妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として基本診察、医学的検査・計測、保健指導の費用の一部を湖南4市同額で公費負担を継続的に実施した。	今後、県内の公的支援状況をふまえて必要時助成額の増額など検討することが必要である。	妊婦健康診査の受診率の状況や県内の公的支援の動向を確認しながら、助成額の増額や実施回数増加など公的支援の拡充などについて検討する。	継続	P26 P29
			(5)	関連事業との連携（母子保健 など）	22	妊婦健康診査	健康推進課	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	P26 P29
					23	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	P26 P30
					24	母子健康手帳の交付	健康推進課	母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報のきめ細かな提供を行う。	母子健康手帳の交付時に、保健師・助産師による全件面接を行い、妊婦と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報のきめ細かな提供を行った。	妊娠・出産・育児に不安や孤立感を抱く妊産婦がいるため、妊娠早期からの切れ目ない関わりをするために相談支援の窓口としての機能をよりいっそう強化する必要がある。	母子健康手帳交付時の初回面接時に、妊娠期から子育て期までの相談支援機関として認識してもらえよう、広報・ホームページ等にて周知する。	継続	P43
					25	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	健康推進課	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援を行う。	助産師・保健師の訪問により、妊産婦の出産や育児への不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長が促進できるよう相談支援ができた。	母親が最も不安を感じる出産前後に育児不安など不安を抱え孤立する妊産婦がいるため、妊娠期間中から医療機関や他の支援機関と連携を強化する必要がある。	不安や孤立感を抱く妊産婦について妊娠期間中から、医療機関等と積極的に連携するなど支援していく。	継続	P43

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
			26	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	健康推進課	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムを検討・実施する。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図る。	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムとして実施した。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図った。	「マタニティサロン」「出産準備教室」については、地域で妊産婦同士が交流する機会や育児の不安や悩みを相談する機会となるため、積極的に周知する必要がある。	「マタニティサロン」「出産準備教室」について、より多くの参加促進のため、周知方法、内容等を検討する。	継続	P43
			27	妊産婦及び家族への禁煙支援	健康推進課	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコもたらす妊産婦及び家族の健康への影響について知識を普及する機会を拡充し、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、関係各課連携のもと推進する。	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコもたらす妊産婦及び家族の健康への影響についてパンフレットを配布し指導するなど知識を普及している。また、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、「防煙教育」など学校教育課等との連携のもと推進した。	妊娠期から出産後に家族も含む禁煙・分煙指導や禁煙相談を実施しているが、禁煙・分煙できていない家庭もあることから引き続き指導や相談を継続して実施していく。	母子健康手帳交付時や訪問、各種教室・相談、乳幼児健康診査、他課との連携事業などあらゆる機会に禁煙・分煙指導・禁煙相談を継続する。	継続	P43
			28	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	健康推進課	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立する。また経済的支援に関する情報提供を行う。	不妊治療の情報提供等を相談窓口案内等で引き続き実施した。平成29年度からは男性不妊についても治療費に対する経済的支援を実施した。平成30年度は申請者が前年度より6割増加した。	申請者の増加に伴い、相談支援体制を医療機関との連携しながら進めていく必要がある。	地域医療ありかた検討会「母子保健部会」等にて協議するなど、医療機関との連携について検討していく。	継続	P43
			29	乳幼児健康診査の推進	健康推進課	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施する。また、関係各課が連携して周知促進を行い受診率向上を図る。	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施した。また、関係各課が連携して周知促進を行い乳幼児健康診査の受診率95%以上を維持できた。	重症心身障害児や長期入院などにより、健診受診が困難な乳幼児については、継続して状況の把握に努める。また、虐待や育児不安などの個別の相談支援が必要な保護者がいるため、関係機関との連携により把握が必要。	養育環境を把握するため、乳幼児健康診査の受診率向上を目指し、関係機関と連携し周知する。	継続	P43
			30	予防接種事業の周知	健康推進課	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われるHib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行う。	乳幼児の感染症予防のため、保護者に対して、乳幼児健診や教室をはじめ広く情報提供を行い、各予防接種率は90%前後を超えている。麻疹風疹混合ワクチンについては保育園・幼稚園を通じてチラシの配布を毎年度（年2回）実施。感染症の流行に合わせ、広報やホームページにて情報提供や啓発を行った。	園を通じてのチラシ配布で麻疹風疹混合ワクチンの周知を行っているが、各予防接種の100%接種を目指す。	接種率向上を目指し、未接種者に対して今後も乳幼児健康診査や教室等で接種勧奨していく。	継続	P43
			31	育児相談の充実	子育て支援センター	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催する。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討する。	広場での相談件数が多くなっており、利用者が職員とのコミュニケーションが取りやすいようにする。	相談がしやすいように、個別相談時には託児を行ったり、他機関と連携を持ちながら支援を行う。	相談に応じやすいよう資質の向上を図るとともに他機関との連携を密にする。	継続	P43
			32	小児救急医療体制に関する情報の提供	健康推進課	小児の救急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援する。	小児の救急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援する。	小児救急医療体制に関する情報の提供で平成31年度からアプリで情報を得られる資料を配布しているが、保護者が活用できていない。	適切な医療が早期に受けられるための情報提供や資料がうまく活用できているか把握する。	継続	P43
			33	かかりつけ医づくりの推進	健康推進課	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進する。	乳幼児健康診査時や各種教室時などの機会を通じて、子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できるかかりつけ医づくりの勧奨を行った。	小児科医に関してはかかりつけ医を持っている保護者がほとんどだが、歯科医のかかりつけ医は症状が出てから受診する保護者もいる。	乳幼児健康診査時や各種教室などで疾病予防の目的を伝え、歯科医のかかりつけ医づくりも勧奨する。	継続	P44
			34	医療費の助成	保険年金課	福祉医療費助成制度については、制度の枠組みを維持していくため、制度本来の目的である経済的支援という基本的なスタンスに立ち返り、制度の適正化に向け必要な見直し・改善を図る。	乳幼児への医療費（通院及び入院）助成＝市内に住所を有する乳幼児（0歳）から小学校就学前への医療費（通院及び入院）の自己負担分全額を助成した。※平成28年度から、県制度が拡充され、所得制限と自己負担が撤廃された。そのため平成27年度は県制度の対象外は市単独事業で助成し、平成28年度以降はすべて県制度での対応で実施した。小中学生への医療費（入院）助成＝市内に住所を有する小中学生の入院にかかる医療費の自己負担分全額を助成した。市単独事業これらの事業の実施により、対象者に対して経済的支援として適切な医療費助成を行うことができた。	小学生からの医療費（通院分）助成については、現在のところ実施していないが、近隣市町を参考にしながら、今後の市の優先すべき課題(事業)や財源を見据えつつ引き続き検討する。	乳幼児医療費、小中学生入院費助成については、引き続き助成を行う。市単独事業の見直しについて、引き続き市全体の視点で検討を行う。	継続	P44
			35	不慮の事故防止に関する啓発の推進	健康推進課	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報誌や配布物等を活用して事故防止についての啓発を実施する。	乳幼児期に起こりやすい事故について不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時に広報誌や配布物等を活用して事故防止についての講話など啓発を行った。	不慮の事故防止に関する啓発は実施しているが、その効果や反応については評価できていない状況。	乳幼児健康診査時や各種教室にてあらゆる機会に周知し、保護者の声を聞き取るなど啓発の効果を確認する。	継続	P44

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
2 子どもの生きる力を育む環境づくり	(1)	家庭教育の充実と親としての意識の醸成	1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	学校教育課・こども課・生涯学習スポーツ課	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所(園)、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実を図る。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行う。	PTA・保護者会での育児や家庭教育に関する学習会や講演会が実施できた。【学校教育課】 各園において育児や家庭教育に関する保護者研修会や懇談会を実施した。保育園(所)・こども園保護者連絡協議会においては、子育てや人権問題について園と家庭、保護者同士がともに学び合う場として合同研修会を、外部講師を招いて実施した。【こども課】 PTA活動等を通して、家庭教育の重要性の啓発を行い、研修会を開催した。【生涯学習スポーツ課】	特に無し【学校教育課】 保護者や家庭における子育ての孤立化を防ぐ【こども課】 家庭教育支援を必要とする親への学習機会や情報提供。【生涯学習スポーツ課】	特に無し【学校教育課】 各園において懇談会や相談事業、園庭開放などを随時実施したり、保護者同士の交流を積極的に支援する。【こども課】 学校や地域との連携の強化を図り家庭教育支援のため、PTA活動等を通じて、家庭教育の重要性の啓発(研修会実施)や情報提供を行う。【生涯学習スポーツ課】	継続	P45
	(2)	地域における学習の推進	2	子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	生涯学習スポーツ課	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行った。	子ども会活動の活性化。	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等を図り、青少年育成に取り組む。	継続	P46
	3	図書館活動の充実	野洲図書館	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に出向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりの推進を図る。	園向けの団体貸出用絵本セットの貸出(配本含む)を2ヶ月ごとに15園に実施。 学校向けの貸出セットを69回貸出、調べ学習協力は48件。 市内2小学校・1中学校に対し、月1回館外個人貸出を実施。 ふれあい教室相談センターにて、月1回おはなし会と個人団体貸出を実施。(一部来館しての実施) 館内でのおはなし会を118回実施(うちボランティア協力48回)。うち、中主分館での幼児向けおはなし会を試験的に2回実施。今後継続予定。 地域の子育てサロン・学校・学童・園などのおはなし会を20回実施。市内小学校のうち5校の全学年におはなし会実施。(うちボランティア協力3回)ブックスタートを市内全小学校全クラスに対し実施。 市内の1幼稚園の保護者向け絵本講座へ職員を講師として派遣。 親子で絵本に親しむ機会として、絵本作家はやしますみ氏によるおはなし会とワークショップを開催。 「化石とあそぼう」展示と説明会開催。 4か月児健診におけるブックスタートの継続。	学校との協力事業において、学校セットの貸出が微減傾向にあるなど停滞がみられる。館内外で実施するおはなし会において、参加児童の低年齢化が進んでおり、幼児対象のおはなし会に要望が高い。 平成30年度に開催したワークショップでは集客に苦慮した経緯があり、今後、PR方法が課題。 ブックスタートの配布絵本について、既に持っている絵本と重複する事例が多く発生している。	学校向けの貸出サービスを周知するため、新たにチラシを作成し、全小学校へ配布予定。館内外のおはなし会を継続的に実施し、PRも行う。幼児向けおはなし会の拡充として、中主分館でのおはなし会を継続実施する。PRは民生委員へも協力をお願いする。 読書活動の啓発のため、子どもと本についての講演会などを継続的に実施する予定だが、PR方法を工夫し、集客を図る。 ブックスタートにて配布する絵本の種類を増やす。	継続	P46		
	4	コミュニティセンター活動の充実	生涯学習スポーツ課	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を実施した。	地域における様々な体験活動や地域住民との交流活動を通じ、青少年育成を図るため、各学区で開催されている地域子ども教室を支援する。 ①各学区全てで「子どもの居場所づくり事業」「地域子ども教室」を実施する。 ②各学区の特色や実態を勘案しながら、事業の活性化を図る。	引き続き、子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、地域の子供を活かすなど様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を、地域住民と協働で実施する。	継続	P46		
	5	学校施設の開放	生涯学習スポーツ課	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設(運動場、体育館等)を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図る。	市内小・中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ活動に開放することで、身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めた。利用登録116団体(平成31年1月末現在)	特になし	引き続き、子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設(運動場、体育館等)を一般に開放して活動の場を提供し、地域のスポーツ活動の促進や健康増進を図る。	継続	P46		
	6	環境に関する啓発の推進	環境課	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施する。	市民協働による自然体験型イベントや学習会を第2次野洲市環境基本計画に基づき実施し、多くの子どもに環境に関する学習、啓発を行うことができた。	環境の取組効果には時間を要することから、イベントや学習会で提供するための自然環境を長期的に維持していくことが課題である。	体験学習等を通じて次世代の後継者育成に取り組む。 幅広い年代に自然環境に関心を持ってもらう事業を継続して取り組む。	継続	P46		
	7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	野洲市歴史民俗博物館	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しみを覚える機会を提供する。	まが玉作り等の体験学習は、市内小学校の歴史学習の一環としてだけでなく、園の遠足、学童保育所、家族連れなど、毎年2,000人以上の参加者があり、非常に好評な事業であった。	現在、9つの体験学習メニューを提供しているが、参加者の方が選択されるメニューに偏りが生じてきている。	引き続き事業を継続していく一方で、体験メニューの集約化や新メニューの開発を進めるなど、参加者のニーズに合わせた事業展開が求められる。	継続	P46		

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
(3)		思春期保健の充実	8	性教育の推進	学校教育課	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図り、特に中高生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討する。また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図る。	PTAとともに助産師を講師としたり、人権と関連した内容での学習会が開催できた。	特に無し	特に無し	継続	P47
			9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課・生涯学習スポーツ課	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。	少年センターや守山警察署と連携し薬物乱用防止教室が開催できた。また、小学校中学年児童を対象とした非行防止教室の開催も始めた。【学校教育課】 青少年育成市民会議、守山警察署や守山野洲少年センター等の関係機関と連携し、子どもたちの見守りや街頭啓発活動を実施した。【生涯学習スポーツ課】	特に無し【学校教育課】 青少年の健全育成を図る目的で設立されている青少年育成市民会議の活動を支援し、声かけ運動等を展開する。守山野洲少年センターの非行防止や有害環境の浄化活動と連携した事業を展開していく。【生涯学習スポーツ課】	特に無し【学校教育課】 引き続き、少年センターや警察、青少年育成市民会議など関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。また、初発型非行防止として街頭巡回活動を実施する。【生涯学習スポーツ課】	継続	P47
			10	思春期保健関連機関との連携	学校教育課	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図る。	健康推進課と連携し保健教育の充実が図れた。	特に無し	特に無し	継続	P47
(4)		豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	11	遊び場の確保・整備	こども課・教育総務課・都市計画課・子育て支援センター	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所(園)や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕の実施。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討する。	園内の遊具、玩具、生活空間など、園児が安全に過ごせるための環境を整備した。また、月2回の安全点検を実施した。 降園時間帯に、園庭を開放し、遊びの時間を保障した。 修繕を緊急に必要とする遊具は早急に修繕した。【こども課】 遊具保守点検を専門とする業者による年1回の遊具の保守点検を実施した。【教育総務課】 遊具保守点検を専門とする業者による年1回の遊具の保守点検を実施した。また、修繕を緊急に必要とする遊具の修繕をした。【都市計画課】 日々の遊具の点検や消毒などを実施する。 夏期限定広場開放を行う。【子育て支援センター】	園庭のみならず、安全、安心して遊べる場の確保【こども課】 今後も引き続き遊具の保守点検を実施し、修繕が必要となれば早急に修繕を実施する必要がある。【教育総務課】 新規公園の整備について検討が進められなかった。【都市計画課】 今後の夏期限定広場開放のあり方を検討する。【子育て支援センター】	現在ある遊具の定期的な安全点検を実施し、園児が安全に過ごせるための環境づくりをすすめる。 幼稚園の降園時間帯の園庭開放も継続し、遊びの時間を確保する。 園庭のみならず、安全、安心して遊べる場を検討する。【こども課】 今後も引き続き、遊具保守点検を専門とする業者による年1回の遊具の保守点検を実施し、修繕が必要な危険度の高い遊具については早急に修繕する。【教育総務課】 今後も引き続き、遊具保守点検を専門とする業者による年1回の遊具の保守点検を実施し、修繕が必要な危険度の高い遊具については早急に修繕する。 新規公園の検討については、緑の基本計画を策定する中で進めていく。【都市計画課】 夏期限定広場開放に当たっては、利用者のニーズを把握し、他の資源がないか又は、他機関と連携できるものがないかを探る。【子育て支援センター】	継続	P48
			12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知	都市計画課	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図る。	中学生のための市民講座「このまち大好きプロジェクト」において、野洲市の景観行政について紹介をした。市の景観行政の取り組みについて、広報やホームページを通して周知した。	特になし。	引き続き、中学生のための市民講座「このまち大好きプロジェクト」で、市の景観行政について紹介する。市の景観行政の取り組みについて、広報やホームページを通して周知していく。	継続	P48

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
(5)	子どもの安全の確保		13	子どもへの防犯意識の醸成	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図る。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努める。	不審者対応の避難訓練を年1～2回実施し、園児が犯罪から身を守る方法を具体的に指導した。引渡し訓練や避難訓練内容の報告によって保護者に対する啓発を行った。また、職員もさすまた取り扱いの護身術訓練に参加するなどし、園児を守るための技量向上に努めた。園管理では、防犯カメラやインターホンを順次設置した。【こども課】 全小中学校でスクールガードリーダーを講師に招き、防犯安全指導を実施した。また、PTAとともにスマホやネットに係る専門家を講師に招く研修も実施した。【学校教育課】	各園で定期的を実施している避難訓練の中に不審者対応訓練の実施要項を盛り込み、マニュアル化しているが、形骸化しないよう必要に応じ見直すことが必要。【こども課】 特に無し【学校教育課】	避難訓練の中に不審者対応訓練の実施要項を盛り込んだマニュアルを適時見直し、実効性のあるものにする。【こども課】 特に無し【学校教育課】	継続	P49
			14	子どもSOSホーム	学校教育課	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求められることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進める。	すでに設置しているプレート、SOSコーンを適宜新しいものに更新した。	特に無し	特に無し	継続	P49
			15	防犯体制の強化	危機管理課(学校教育課)	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等の推進。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化に努める。	駅前周辺における良好な治安確保と地域安全活動の活性化を目的に、毎月末の金曜日、午後8時から駅周辺の自治会と市危機管理課、地域安全センター及び駅前駐在所でブルーフラッシュ活動(防犯活動)を実施した。防犯灯管理においては、適切かつ迅速に維持管理を行い、市内各学区からの要望により毎年度市内に防犯灯を設置し、周辺の治安維持や地域安全活動の活性化に寄与した。【危機管理課】 小学校での引渡し訓練実施や、スクールガードや教職員による巡回指導訪問を行い、学校及び地域の防犯体制の強化と充実を図った。【学校教育課】	良好な治安確保や地域の防犯力向上のため、防犯灯の維持管理や啓発活動の継続実施が必要である。【危機管理課】 特に無し【学校教育課】	防犯灯の維持管理やブルーフラッシュ活動を含む啓発活動を継続実施する。【危機管理課】 特に無し【学校教育課】	継続	P49
			16	園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策の徹底を図る。	緊急通報システムを平成27年から実用化し、不審者情報や自然災害、感染症の状況などについて、メール送信で全保護者に通知した。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施した。【こども課】 交通安全教室や防災・防犯訓練を実施など安全対策の徹底を図った。また、消防署、危機管理課、各校園の防災コーディネーターとの情報交換会を開催し、連携を深めた。【学校教育課】	保護者や関係者との安全管理への意識の共有化【こども課】 特に無し【学校教育課】	園児の引渡し訓練や、保護者参加の避難訓練などを実施し、安全管理への意識共有を図る。【こども課】 特に無し【学校教育課】	継続	P49
			17	交通安全教育の推進	危機管理課・こども課・学校教育課	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図る。また、あわせて防犯意識についても喚起できるような内容となるよう工夫を行う。	毎年度、市内小学校入学式で、新入学児童を対象に交通安全啓発品を配布、また、新1年生を対象に交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上に寄与した。平成28年度以降には地元農家の協力を得て、幼稚園やJA年金友の役員とてさつま芋を植え、秋に園児とさつま芋を収穫し、道行くドライバーに配布するのと併せて交通安全の啓発を行い、交通安全意識の向上を図った。【危機管理課】 交通安全について園より等にて周知すると共に、各園で日常の保育場面や交通安全教室などで発達に応じた具体的な交通安全指導を実施した。保護者の参加や保育内容の報告により保護者啓発を行った。【こども課】 全小中学校で交通安全教室を実施した。【学校教育課】	交通事故防止のため継続した取組が必要である。【危機管理課】 交通安全に対する意識の向上【こども課】 特に無し【学校教育課】	今後も交通安全教室や各種啓発活動を継続して実施する。【危機管理課】 通園指導や園外保育等日常での保育場面や、交通安全教室などでより具体的な交通安全指導を実施する。親子で交通安全への意識をより高められる取組みを充実する。【こども課】 特に無し【学校教育課】	継続	P49
(6)	関連計画との連携(教育振興・食育など)		18	人権教育の推進	学校教育課	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組む。	各小中学校において、人権学習プランに基づいて実践することができた。また、小中学校の実践事例集の活用や、主任会での交流により、取組の充実を図った。また、就学前、小学校、中学校の課題別人権学習の取組みの交流と、接続について意見交換と情報交流を行った。	特に無し	特に無し	継続	P50

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 （中間見直し） ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
			19	環境教育の充実	こども課・学校教育課	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別やリサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを実施する。	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加させる取り組みを実施した。 PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会とした。【こども課】 全小中学校で「ゴミゼロの日」を設けて環境問題を意識させたり、小中学校で児童会や生徒会が中心となった清掃活動を計画実施することができた。【学校教育課】	環境に対する関心の向上【こども課】 特に無し【学校教育課】	ごみの分別が日常生活に根付くよう、園での指導を継続するとともに、親子で環境への関心を高める機会をさらに工夫する。【こども課】 特に無し【学校教育課】	継続	P50
			20	男女平等教育の推進	こども課	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとられない教育の推進を図る。	各園において、独自の教材や題材等の発掘に努め、幼児にふさわしい、生活や遊びを通じた男女平等教育を推進した。	男女共同参画の意識向上	家庭においても男女共同参画の意識が根付くよう、子どもたちの学びの様子を伝えたり、保護者研修や保護者会等の活動への助言を行うなどして啓発する。	継続	P50
			21	国際理解教育の推進	企画調整課・こども課・学校教育課	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適應できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小中学校での外国語活動の充実を図る。また、就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図る。	クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業や野洲市国際協会への支援を通じ、異文化交流や国際理解の推進を図ることができた。【企画調整課】 国際交流協会からゲストティーチャーを招き、挨拶や歌、遊び、絵本など、幼児に理解しやすいうちに工夫しながら多文化について学びの場を持った。また、このことを保育にも取り入れ、写真や文字、国旗を掲示するなどして日常的に国際理解への関心を深めた。【こども課】 英語専科教員や英語教育支援員との連携により各小中学校で外国語活動の指導を充実させた。また、市国際協会に委託して国際理解教育を推進した。【学校教育課】	市内に在住する外国人が増加しており、国籍も多様となっている。地域内における国際交流を進めることが必要である。【企画調整課】 外国籍の保護者、園児が通うことも踏まえ、継続した国際理解教育を推進することが必要。【こども課】 特に無し【学校教育課】	多様な国際理解の機会を得られるよう、姉妹都市交流事業及び国際協会への支援を継続し、交流のあり方について共に検討する。【企画調整課】 外国籍の保護者、園児が各園に在籍する実態を踏まえ、様々な国や文化への興味関心を幼児期から積み重ねることの重要性を認識し、今後も年齢に応じた国際理解教育に取り組む。【こども課】 特に無し【学校教育課】	継続	P50
			22	福祉教育の推進	学校教育課	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進する。	市内小中学校において、総合的な学習の時間や行事、生徒会活動を通して福祉施設・市関係機関を訪問したり学校に招いたりして福祉教育について学ぶ機会を創出した。	特に無し	特に無し	継続	P51
			23	情報教育の推進	教育総務課 （学校教育課）	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育の推進を図る。	校務用端末(学習指導用端末)および大型表示装置等を導入し、デジタル教科書を活用した授業が実践できるよう機器を整備し授業の改善を行った。	コンピュータ教室の機器の更新は授業に支障がない夏季長期休暇に実施する必要がある。	市内全小中学校並びに全中学校で統一した学習記録となる校務支援システムを導入する。	継続	P51
			24	食育の推進	こども課	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食への基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組む。	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるよう指導した。	園児の食に関わる関心の向上	園児への食育の取り組みの充実とともに、家庭においても食を家庭教育の基本として関心を深められるよう啓発活動を充実させる。野洲市食育推進委員会における各団体との連携を強化し、園での食育活動への協力を呼びかける。	継続	P51

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 （中間見直し） ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	(1)	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を実施した。外部委託による事業を実施し、ひとり親家庭の交流の場の提供に努めた。	就労支援においては、就労後においても、継続就労ができるよう相談や助言等支援していく必要がある。	ひとり親家庭の抱える困難な課題について、一人ひとりに寄り添った丁寧な相談支援ができるよう母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	継続	P52
			2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課・こども課・保険年金課	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にもなう生活資金の支給のほか、所得により保育所（園）・学童保育所保育料に対する軽減を図る。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続する。	ひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給や、福祉資金貸付制度、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業等を実施した。【子育て家庭支援課】 保育所（園）・幼稚園では、ひとり親家庭で、かつ市県民所得割課税額の定められた額以下の保護者に対して軽減を図った利用者負担（保育料）額とした。 学童保育所保育料に対しては減免措置を継続的にを行い、年度あたり130～150件実施した。【こども課】 <福祉医療> 児童扶養手当担当課と連携をとり、適切な受給券交付事務に努め、経済的支援としてひとり親家庭に対して必要な医療費助成を行うことができた。【保険年金課】	安定した生活を送ることができるよう、適正な経済的支援を行う必要がある。【子育て家庭支援課】 幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。【こども課】 児童扶養手当担当課と連携し、ワンストップで資格認定を行っているが、所得の確認のため課税証明書が必要となり、同日に手続きを行うことができないケースがある。更なるサービスの向上を目指し、課税証明書が無くても、個人番号の情報連携にて所得が確認できるよう体制を整える。【保険年金課】	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する福祉資金貸付制度、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業等の経済的支援を行う。【子育て家庭支援課】 幼児教育・保育の無償化による影響を把握しつつ、保育所（園）・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する【こども課】 引き続き児童扶養手当担当課と連携をとり、適切な受給券交付事務に努め、経済的支援としてひとり親家庭に対して必要な医療費助成を行う。また、個人番号の情報連携にて所得確認ができるよう国に対して要望を行う。【保険年金課】	継続	P52
	(2)	いじめ、不登校、非行への対応の充実	3	こころの教育相談事業の充実	ふれあい教育相談センター	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	継続したカウンセリングの実施や学校との連携を重ねたことで、児童生徒の情緒の安定が図れ、学校復帰や次の進路につなげることができた。また、必要に応じて、学校とケース会議を持ったり、関係機関と連携したりして、相談者の不安や悩みの解決に向けて支援ができた。 相談内容が複雑化・深刻化してきているため、慎重に面接を進めていくことが必要と思われる。そのため、虐待・思春期心性や教育相談・カウンセリングの専門家によるSVを受ける機会を設けた。 学校にSSW（スクールソーシャルワーカー）やSC（スクールカウンセラー）の配置が進んだが、膠着するケースも多く、SSW・SCと当センターとの連携の重要度が増してきた。個別のケースでの情報共有や方向性の確認を積み上げていくことによって、機能充実につなげていく。 カウンセラーと適応指導教室指導員が情報共有を行うことで、それぞれの指導や相談に有効であった。	子どもだけでなく、親子関係・養育等に課題が見えるケースが多くなり、親子並行相談の件数が増えてきた。	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	継続	P53
			4	適応指導教室の充実	ふれあい教育相談センター	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	専門家によるSV（スーパーバイズ）指導において、平成30年度は新しい試みとしてケースにおける検討ではなく、心理の専門家によるレクチャーという形で子どもの発達や心理的ストレスについて研修を実施した。今後もこのような研修をしていきたい。 児童生徒は多様な背景をもっている。通所している児童生徒については、並行してカウンセリングを受けてもらうことで、適応指導教室とカウンセラーとの情報共有ができ、課題が明らかになり、双方からのサポートがスムーズに行うことができた。 保護者においてもいろいろな課題を持っている場合が多いため、子ども同様、心的カウンセリングあるいは発達支援センターにおける面談等を設定することによって、スムーズに関係を築くことができた。 児童生徒一人ひとりの状況に応じて適切な対応が出来るよう、日頃から学校や保護者・関係機関との連携を深めることが必要である。	通所にあたり、学校のケース会議で十分なアセスメントとプランニングを行う必要がある。通所している子どもたちにとっては、学校復帰、学力補充、次の進路保障を確かに行っていくことが喫緊の課題である。そのために、学校の指導方針と適応指導教室の指導の実際のすり合わせを行い、組織間の連携を図ることが必要である。	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	継続	P53

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ	
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断		
			5	青少年健全育成事業の推進	生涯学習スポーツ課	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」、「青少年育成市民会議広報誌」（8月、10月、3月発行、全戸配布）、チラシ等の配布により啓発を行った。	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」、「青少年育成市民会議広報誌」（全戸配布）、チラシ等の配布により啓発に努める。	青少年の健全育成を図るため、野洲市青少年育成市民会議・各学区の青少年育成会議の活動を支援する。また、青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報」チラシ等の配布により啓発に努める。（全戸配布）	継続	P53	
(3)	子どもの権利の尊重		6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組む。	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会を実施するとともに、街頭啓発等により市民への啓発を実施した。	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、より多くの市民への啓発活動を促進する。	関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、また、市民への啓発を継続的に実施し、虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る。	継続	P54	
			7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会の推進を目指す。	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動を実施した。	「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための周知が必要である。	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動を継続して実施する。	継続	P54	
			8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課・（こども課・学校教育課・人権施策推進課）	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育の推進を図る。	講演とグループワーク（対話）を通じて、人権問題の正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚や問題解決に向けた実践力の向上を図ることを目的に、人権施策推進員および職場研修推進員を対象に、人権研修を実施した。その後、各推進員が職場に戻り伝達研修を実施することで、全職員に人権について考える機会を設けた。【人事課】	市職員として共有する必要がある人権問題や社会問題を考慮しながら研修内容を設定する必要がある。【人事課】	職員研修計画に基づき、職員の人権意識の高揚や問題解決に向けた実践力の向上を図ること、また、課題についての問題を考慮した、研修を実施する。【人事課】	継続した「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」を実施し、人権尊重を根底においた保育実践の交流を通して「野洲市人権保育基本方針」の具現化を図るとともに、職員の資質向上を図る。【こども課】	継続	P54
			9	子どもの意見発表の機会の提供	生涯学習スポーツ課	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」を開催し、子どもたちの意見を聞き、青少年育成市民会議広報誌に意見発表等を掲載し、啓発を行った。	特になし	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見発表の機会や意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	継続	P54	
			10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	企画調整課（市民生活相談課）	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みとともに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座等の開催に努める。	市内在住・在勤の外国人家庭に対し通訳や翻訳を行い、生活上の支援を行うことができた。	通訳・翻訳のニーズが高い言語やシチュエーション等、ニーズ把握がきちんとできていない。	現在国際協会への委託で行っている通訳・翻訳業務を市の直営にすることでニーズ把握を行うよう検討している。	継続	P54	
(4)	関連計画との連携（障がい福祉 など）		11	特別支援教育	学校教育課・こども課	支援の必要のある子どもを、保育所（園）や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供する。	個性や特性に応じた多様な保育や個別の支援を受けながら誰もが安心して園生活を送れるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配配置により支援体制の充実を図った。就学前特別支援教育推進委員会において、感覚統合による幼児の身体作り強化や、専門性を高めるために特別支援J-ティーの研修会を毎鮮回数実施した。	一人ひとりへのきめ細やかな特別支援	引き続き、保育所（園）や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。その中で、教育支援計画・個別指導計画により、一人ひとりへの特別支援をよりきめ細かく実施する。感覚統合を取り入れた特別支援教育についての実践研究を引き続き実施する。	継続	P55	

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	総括 ※R1年度は見込み		次期計画に向けた今後の方向性		計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			実績及び評価	課題	改善案等	方向性の判断	
			12	早期療育通園事業（療育教室）の充実	発達支援センター	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	障がいのある子どもも、早期から小集団での療育の場を提供することで、親子ともに家庭で孤立することを防ぎ、豊かな遊びを提供できた。 保護者が子どもの障がい特性を知り、それに応じた子どもへの関りを促すことが出来た。また、父親の育児参加を促すことができた。園への就園に向けて、保護者への加配制度など適切な情報提供や事前の園との連携により、スムーズな大集団への移行が行えた。	経済状況が不安定な家庭や保護者自身が発達や精神・知的障がいを持っている等、保護者支援の必要性が高くなっている。	関係部署や機関との綿密な連携と役割分担による継続的な支援および職員の資質向上に努める。	継続	P55
			13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図る。	ことばに心配のある子どもや保護者にとって、ことばの相談や必要に応じた指導を通して、ことばの教室は安心して自信や意欲を回復する場となっている。 幼児と保護者がことばの教室に通ってきて言語指導を行う通級形式に加えて、指導者が子どもの在籍園を巡回してことばの相談を行うことで、園生活の場に密着した「身近なことばの教室」として早期支援が展開できた。	保護者の「子どもの発音が気になる」心配から、「発音」だけでなく「ことばの育ちが気になる」保護者の気づききっかけにことばの教室につながる等、相談から指導へと一貫した言語支援が必要なケースが多様化し増加してきた。	ことばに心配のある子どもや保護者にとって、多様化した子どものことばの心配に対して、ことばの教室は安心して自信や意欲を回復する場となるように、安定的・継続的に相談や指導ができる体制の充実を努める。	継続	P55
			14	おやこ教室の充実	発達支援センター	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	子どもの課題が認めにくい保護者に対して遊びの場を共有することで、子どもの育ちに気づきを促し、療育教室等の支援にスムーズにむすびつけられた。 集団活動の場への参加が消極的であった保護者に対して、参加を促すことが出来た。保育園、幼稚園などの就園にむけて、特別支援加配の情報提供を行うなど、大きな集団へのスムーズな移行を促すことが出来た。	発達障がいという概念の普及による支援の必要な子どもの増加への対応。	対象児をフォローできるよう、実施体制である前期制・後期制から通年制への運営体制の見直しをする。	継続	P55
			15	保育所等訪問支援の実施	発達支援センター	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適応できるように、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	園の支援者が、園での集団適応が困難な子どもに対しての指導の方向性やかかわり方に迷うことなく安心して支援することができた。	事業に対応できる専門的な知識と技能をもった職員の計画的な育成が必要である。	専門職の資質向上のため、計画的な研修を実施する。	継続	P55
			16	医療型児童発達支援事業	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。	児童の発達支援に有効な事業であるため、小児保健医療センター等の関係機関と連携しながら進めることができた。	子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズが高い。 療育の対象となる子どもの増加が見込まれる。	今後も、関係機関と連携を密に実施していく。	継続	P55
			17	巡回発達相談の実施	発達支援センター	心理判定員が保育所（園）や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を実施する。	幼児の相談件数が増加したことから、保護者・家族や支援者の発達課題への理解がすすみ、早期から本人支援ができた。また、教員（学校教育課兼務）の配置により、幼児期から学齢期への切れ目ない発達支援が強化された。	巡回発達相談後に支援体制が有効に働いているかを確認する機会が必要である。 数回の発達相談で、本人および保護者の障がい理解を促すことが難しいことがある。	心理判定員の役割と機能を明確にし、保健センター、園、学校での支援者と連携した支援につながる巡回発達相談を実施する。	継続	P56
			18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	障がい者自立支援課	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図り、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとのより一層の連携を図る。	放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業等については、利用増加となった。	利用者が増加している事業もある一方、他のサービス事業により充足している事業も見受けられる。	必要な障がい福祉サービスの提供を図る。また、地域のサービス利用状況との兼ね合いや利用状況を確認しながら、事業規模の検討を図る。	継続	P56
			19	障がいのある子どもがいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施する。	精神又は障がいを有する児童等については、障害児福祉手当を支給した。また、障がい児への育成医療等を給付した。	利用者の障がいの状態の変化が把握しづらい。	状況に応じた情報把握、情報提供をできるようにする。	継続	P56